

他団体が実施する講習会、技術講座、研修プログラム等に対する 本会名義の「認定」ガイドライン

平成 25 年 9 月 20 日制定

I. 他団体実施の講習会、技術講座、研修プログラム等の本会名義の認定に対する基本的考え方

1. 公益認定ガイドラインの事業区分（事業区分ごとの事業名の例）2：資格付与（資格認定）に相当する本会名義（協議会、委員会、WG 等を含む）の「認定」は行わない。

但し、定款第 4 条（事業）に「認定事業」を追加変更の後、公益認定等委員会に公益事業の追加認定申請を行い、認定を受けた後はその限りではない。

2. 公益認定ガイドラインの業区分 14（表彰、コンクール）に該当する場合は、以下の条件の下、理事会決議事項とする。

(1) 主催者が非営利団体であること

(2) 「認定基準」を定め、公表すること

(3) 公正な専門家を含めた委員で構成し、かつ、理事会で承認された「認定委員会」が認定可否を審査、審査結果(案)を理事会に提示し、承認を得る。

なお、本会が共同主催する場合も、同様とする。

(該当規程)

理事会運営規程（平成 25 年 7 月 23 日改正）第 4 条（理事会の決議を要する事項）

第 1 項第 3 号：外部との共同主催に関する事項および外部団体の認定に関する事項

II. 本会の社会的責任の視点から「認定」に当たって考慮すべき事項

1. 受講者等からのクレームがあった場合

(1) 「認定」提案した協議会、委員会、WG 等が一次対応する。

(2) 受講者のクレーム内容、事実確認、対処(案)等を速やかに調査し、事業担当理事に報告する。

(3) 事業担当理事は、調査内容、対処(案)を理事会に提示し、対処(案)については承認を得る。

2. 認定した研修プログラム等と、客観的に同様と見做せる研修プログラム等の主催団体から、「認定」依頼があった場合は、原則、依頼を受け入れ、上記 I. 2 のプロセスを実施する。

III. 実施、報告、本ガイドラインの追記、審議等

1. 上記ガイドラインに照らし、本会名義の「認定」の理事会承認を得た講習会、技術講座、研修プログラム等の次年度以降の継続イベントについては、当該担当協議会、委員会、WG 等が、条件を満たす確認を行った上で、「継続認定」と判断し、理事会には報告事項とする。事務局は、「(継続) 認定証」等交付の事務処理を行う。

2. 前項に該当しないケース（継続であってもプログラム内容等は大幅に異なる場合を含む）は、必ず、上記 I. 2 のプロセスを踏む。

3. 前記 1. 2. の判断は、事業担当理事が個別に判断し、必要に応じて理事会に諮る。

4. 前項判断例は、本ガイドラインに追記する。

以上